

[事案 2019-176] 新契約無効請求

・令和2年6月29日 和解成立

<事案の概要>

解約返戻金が既払込保険料を下回っていたことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年8月に契約した終身保険について、平成30年11月に解約したところ、解約返戻金が全期前納した保険料の額を下回っていたが、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1) 支払った金額に対して、払い戻される金額が大きく減る契約をするはずがない。
- (2) 被保険者である自分の子は契約時に同席していない。
- (3) 死亡保険金に贈与税がかかることを説明されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、募集時に申立人および同席した被保険者に対して、保障設計書等を用いて、商品内容について説明をしている。
- (2) 被保険者は、被保険者同意書に署名・押印しており、告知もしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および被保険者である申立人の子、ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。